

企業の技術やアイデアを守る

特許出願審査請求に直接必要となる経費を一部を助成

# 産業財産権活用事業

## 助成金のご案内

この制度は、東大阪市内のモノづくり企業の新技术・新製品に関する特許権の「保護」および「権利化」を促進させるため、特許出願審査請求に直接必要となる経費の一部を助成するものです。

**申請受付締切：平成30年2月28日（水）まで随時受付中**

### (1) 助成対象者

東大阪市内中小企業者または個人事業者

(ここでいう中小企業者とは、中小企業基本法に規定する製造業（ファブレスを含む）を営んでいる者をいう。)

- ① 東大阪市内に所在地、主たる生産拠点（工場）または研究開発拠点を有する中小企業者（個人事業主の場合は、東大阪市内に居住する者もしくは東大阪市内に事業所を有する者）
- ② 東大阪市内に引続き1年以上にわたり事業を営んでいる者
- ③ 東大阪市内に滞納がない者

**※なお、過去2年度間において本制度の助成を受けた場合は対象外となります。**

また、申請者（役員を含む）が次のいずれかに該当する場合は、審査要件を満たしていても助成金の交付はいたしません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団
- (2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

### (2) 助成対象事業と助成率及び助成限度額

対象経費の2分の1  
上限 **10万円**  
(予算の範囲内で交付)

助成対象者が特許出願人となり、出願審査請求に直接必要となる助成対象者が負担した経費（出願審査請求料、弁理士の手続代行費用）が対象となります。

**※平成29年4月1日以降に出願審査請求したものうち、平成30年2月末日までに支払いが完了したものに限り。**

※機構が設定する予算を超える助成金の交付申請があった場合には、按分して交付するものとします。

※助成金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとします。

# 助成金交付までの流れ

平成30年 締切  
**2月末日まで**  
 随時受付中

**提出**

交付申請書類の提出

○提案書類

- ①交付申請書
- ②役員名簿
- ③共同申請者の概要
- ④出願の概要
- ⑤出願審査請求収支予算書

○添付書類

最新の東大阪市税の納税証明書  
 特許内容がわかる書類

法人の場合

- ・履歴事項全部証明書（原本）
- ・定款（写し）

個人の場合

- ・直近3ヶ月以内の住民票（写し）

**通知**

交付決定通知書  
 発行

出願審査請求  
 実施

平成30年 締切  
**3月15日(木) 必着**

**提出**

完了後書類の提出

○提案書類

- ①完了報告書
- ②出願審査請求収支決算書

○添付書類

経費の支払いを証する書類  
 (領収書や振込記録など)

**通知**

確定通知書  
 発行

平成30年 締切  
**3月末日 必着**

**提出**

請求書の提出

○提案書類

- ①請求書
- ②産業財産権活用  
 事業に関する報告書


**助成金  
 交付**

URL : <https://hispa.h-osaka.jp/>

東大阪市産業支援機構

必要書類のすべて本機構ホームページよりダウンロードできます。  
 ご提出は下記事務局まで**郵送**または**ご持参**ください。

**(公財) 東大阪市産業創造勤労者支援機構**



〒577-0011  
 東大阪市荒本北1-4-17 クレイション・コア東大阪  
 北館303号室

**お問い合わせ先 06-4309-2301**  
 (FAX: 06-4309-2303)